

令和2年度 愛媛県文化振興財団
文化芸術活動再開支援事業のご案内

(公財)愛媛県文化振興財団

(公財)愛媛県文化振興財団では、新型コロナウイルスの感染拡大により、日頃の文化芸術活動が制限されておられる方(団体・個人)及び愛媛県内文化施設に対し、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じた上で開催される文化芸術関連イベントに対し、その経費の一部を助成する「芸術活動再開支援事業」を実施します。

助成対象期間：令和2年8月7日(金)～令和3年2月21日(日)

募集期間：令和2年8月20日～令和3年1月6日

* 予算枠を超えた場合、期限より前に〆切る場合があります。

まずはご確認ください

- ・ 当助成金は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源とした愛媛県からの補助事業です。本年(令和2年度)限りの助成事業です。予算に限りがあるため、上限に達した場合など、助成が受けられない場合があります。
- ・ 愛媛県内で開催される文化関連イベントに対する助成です。無観客、入場者を制限するイベントであっても、ネット配信やSNS等を活用し広く県民に周知する文化関連イベントであれば助成対象になる場合があります。
- ・ 業界ごとのガイドラインの遵守はもとより、イベント主催者・出演者自らがコロナ感染症対策を講じた上で実施する文化芸術関連イベントに対し、助成を行います。
- ・ この助成金は、学識経験者等で構成する選定委員会に諮り、助成対象者(団体・個人)を決定しますので、申請＝助成決定ではありません。
- ・ 文化芸術関連イベントの実施を支援するための助成金です。計画段階で中止・延期した場合には、助成対象になりません。
- ・ 当財団事業「芸術文化共催事業」・「文化活動活性化支援事業」とは、支援内容が異なりますので、ご注意ください。(令和2年度分については、助成対象団体が確定済。令和3年度分の募集は、令和3年1月に開始予定です。)
- ・ この助成金の交付が決定した団体・個人は、事業名、日程、会場等の情報を公開しますので、ご承知ください。

文化芸術関連イベントとは

この助成金の対象となる文化芸術対象分野は、下記のとおりです。

* 令和2年度愛媛県総合文化祭プログラムに掲載されている文化芸術関連イベントは、この助成金の対象になりません。

音楽、演劇、舞踏、美術、写真、茶道・華道、書道、映画・アニメーション、コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他）、大衆芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他）、国民娯楽（囲碁・将棋、その他）

*愛媛県の文化振興上特に必要と認められるものはこれに含めます。

対象外となるもの

- × 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- × 当該事業の実施に必要な経費のうち、当該助成金を除く額を確実に調達できる見込みがないと認められるもの
- × 学校における部活動や行事など、学校教育に係るもの
- × 他に国・地方公共団体・独立行政法人等の公的法人や公益法人等からの公的資金助成を受けているもの（ただし、文化芸術活動の継続支援事業【文化庁】など、他の補助金を受けている場合でも、申請内容（取組や経費）が重複していなければ対象となります。）
- × 著作権や肖像権等、他者（個人・団体）の権利を侵害するもの
- × その他公序良俗に反するなど、助成対象としてふさわしくないと認められるもの

助成が受けられるのは

1 団体・グループ

アマチュア文化団体、文化施設の経営を主な目的とする団体・企業（公共文化施設、ライブハウス、貸しスタジオなど）、企業（マスコミ、企画会社等）

普段は、個人で活動をされている方で、他の団体に客演・助演する場合は、団体が主となって申請することが可能です。

愛媛県内で行われる文化芸術関連イベントであれば、愛媛県以外の団体でも申請できます。（当財団からの問合せ・指示に適切に対応していただきます。）

ただし、下記の条件を満たすこと

- (1) 代表者及び所在地が明らかであること
- (2) 会計処理を適切に行うことができるものであること
- (3) 一定の文化活動の実績（活動歴概ね2年以上。パンフレット、SNSなど活動実績の証拠が必要）があること又は事業を完遂できる見込があること
- (4) 会場を確保できること（予約済み、見込含む）

2 個人

愛媛県内で一定の（概ね2年以上）の文化芸術関連の活動歴がある個人、フリーランス等

活動実績を満たす複数の個人の方が共同で事業を行う場合は、「1 団体・グループ」で申請してください。

ただし、会計処理を適切に行うことができるとともに、助成を希望する文化芸術イベントに係る経費のうち、当助成金を除く額を確実に調達でき、会場を確保できる(予約済み、見込含む)こと

3 高校生・大学生の場合

学校長等指導的立場の者が代表者で、公共文化施設等を利用した文化芸術関連イベントを対象とします。

ただし、下記の条件すべてを満たすこと

- (1) 所在地、又は活動の本拠が愛媛県内にあること
- (2) 会計処理を適切に行うことができるものであること
- (3) 一定の文化活動の実績（活動歴概ね2年以上。パンフレット、SNSなど活動実績の証拠が必要）があること又は事業を完遂できる見込があること
- (4) 会場を確保できること（予約済み、見込含む）

*学校行事、部活、PTA活動など学校関連行事は助成対象となりません。

*当財団からの問合せ、指示に誠実に対応でき、期限までに関係書類を提出できなければ、助成対象団体とは認めません。

*使用する施設のコロナ関連のガイドラインの遵守はもとより、教育委員会及び所属校の規制に則ったイベントを実施してください。

対象事業の実施期間

令和2年8月7日(金)から令和3年2月21日(日)まで

*8月7日以降に、公演日を迎える事業であること。

*新型コロナウイルスのため、中止・延期（募集期間後）になった事業に係る経費（準備・練習に係る経費一切）は、助成対象外です。

*2月中に実施するイベントについては、3月5日(金)までに実績報告書一式が提出できる見込であること。(※切厳守)

*令和2年4～7月、8月1～6日、令和3年2月22日～3月末日までは、対象となりません。

(注意点)

この助成金は、予算の範囲内で執行します。このため、対象期間中であっても、応募枠に達した場合、募集を終了します。

助成を希望される場合は、早めに申請してください。

応募方法

助成金交付申請書に、事業実施計画書、収支予算書、申請者の概要・活動実績が分かる資料、会員名簿、参考資料（会場予約申込書コピー、会場等の料金表、企画書、チラシなど）を添付し、財団事務局に提出してください。

(注意点)

提出は、郵送に限ります。(コロナ感染予防のため、持参はご遠慮ください。)
代表者印を押印していただきますので、メールでの提出はできません。

募集期間

申請は、同一事業に関し1回限り(重複不可)です。〆切を5回に分けていますが、助成対象期間が、回ごとに異なりますので、ご注意ください。

応募件数が多く、予算枠に達した場合には、〆切前に募集を停止します。(財団HP・SNS等でお知らせします。)

第1回〆切：令和2年9月6日(日)

対象期間：令和2年8月7日～令和3年2月21日まで

第2回〆切：令和2年10月6日(火)

対象期間：令和2年8月7日～令和3年2月21日まで

*第1回〆切までに申請していない事業に限ります。

第3回〆切：令和2年11月6日(金)

対象期間：令和2年9月1日～令和3年2月21日まで

*第1～2回〆切までに申請していない事業に限ります。

第4回〆切：令和2年12月6日(日)

対象期間：令和2年10月1日～令和3年2月21日まで

*第1～3回〆切までに申請していない事業に限ります。

第5回〆切：令和3年1月6日(水)

(最終) 対象期間：令和2年11月1日～令和3年2月21日まで

*第1～4回〆切までに申請していない事業に限ります。

対象となる経費

事業経費のうち、

(1) 使用料

会場使用料(公演日及びリハーサル1日に限る。)、会場附属設備使用料、冷暖房使用料(公演日及びリハーサル1日に限る。)、備品使用料、音響・照明器具借料、衣装レンタル料、体温検知システムレンタル料など

*練習、打合せ等に係る会場使用料は対象外です。

(2) 製作・設営・舞台費

看板製作費、大道具製作費(設営、撤去に係る経費含む)、衣装製作費、照明委託料、調律料 など

*小道具購入費、化粧品代、生花代金は対象外です。

*領収書、明細が分からない領収書（〇〇一式）の場合、不可

（3）運搬費

搬出入運送費、レンタカー（公演日及びリハーサル1日に限る。）使用料など

*郵便代、宅配料金は対象外です。

（4）感染防止対策経費

マスク、消毒液、非接触型体温計購入費、フェイスガードなど

*高額な機材の購入は不可（例：体温検知システムなど）

*公共施設の場合は、他の助成金と重複して申請は不可

*PCR検査等新型コロナウイルス感染症関係検査費用は、助成対象外です。

*イベント出演者、観客、スタッフ等、業界別ガイドラインに沿った感染予防対策に必要な物を計上してください。

（5）「3密」対策対応経費

映像制作・編集料、配信サイト登録料、著作権使用料 など

*ただし、無観客動画配信や「3密」対策に対応したイベントを実施するために特に必要とした場合のみ助成対象となります。

*感染症対策に係る経費については、「（4）感染防止対策経費」に計上してください。

対象とならない経費

通信費、謝金、旅費、印刷・広告費、飲食費、団体構成員への謝金・人件費、備品や楽器の購入経費、振込手数料 など

領収書や振込金受取書などの客観的な証拠書類のないものや、支払いの内容・数量・単価の不明瞭なものは助成対象経費と認めません。

社員・従業員、個人事業主への賃金、人件費等を経費に含めることはできません。

助成金額

1事業 50万円以内（千円単位、千円未満切り捨て）

審査及び決定のお知らせ

応募のあった事業は、有識者（民間）で組織される選定委員会で審査・検討した後、助成の適否についてお知らせします。また、交付決定となった事業については、主催者、事業名、実施日等を財団HP等にて公表します。

審査の結果、不採用となった事業の内容を再申請することはできません。

SNSを活用した広報支援について

当財団の公式Twitter【@bunka_ecf】で、助成対象事業の告知を行いますので、希望する主催者は、チラシ等のデータ、連絡先（担当者名、電話番号、メールアドレス等）を財団に提出してください。（概ね1～2か月前までに）

コロナ感染症、天候や出演者の都合等により中止・変更がある場合には、分かり次第連絡してください。

***当財団が助成する事業についての広報支援です。助成対象団体・個人の活動に対する広報支援ではありませんので、ご承知ください。**

事業報告

事業完了後、30日以内（令和3年2月中に事業が完了した場合には、令和3年3月5日まで）に財団指定の様式により実績報告書を提出してください。

*助成決定団体・個人あてに提出〆切日等をお知らせします。

*助成金は、実績報告書により最終的な額を確定したうえで支払います。内容確認のため財団でのヒアリング（来所による書類審査）を行う場合があります。

その他

詳細については、財団ホームページ（<http://www.ecf.or.jp/>）の「令和2年度愛媛県文化振興財団文化芸術再開支援事業のご案内」をご覧ください。

お問合せ先・提出先

コロナ感染症予防のため、お問合せの際には専用メール、FAX、電話でご連絡ください。来館によるご相談を希望される場合には、事前に電話でご連絡ください。（他の業務、他の団体の相談対応でご希望日時に添えない場合があります。）

〒790-8-0843

松山市道後町2丁目5-1

公益財団法人 愛媛県文化振興財団 総務事業部

TEL 089-927-4777（平日 9:00～17:30）

FAX 089-927-4778

専用メールアドレス：ehime-saikai@ecf.or.jp